

学校担当者用

令和4年度（2022年度） 熊本県育英資金

推薦事務の手引き

（修学貸与）



I 熊本県育英資金（修学貸与）募集内容

1 育英資金の目的

熊本県は、向学心に富む学生又は生徒で、経済的理由により修学困難な人に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的として、奨学金制度を設けています。

熊本県から学資の貸与を受ける学生・生徒を「育英奨学生」といい、貸与される学資を「育英資金」といいます。育英奨学生は、育英資金の貸与を希望する人の中から選考のうえ決定されます。

育英資金は卒業後に返還しなければなりません。その返還金は後輩の奨学金として再び活用されています。後輩もまた、経済的な心配をすることなく安心して勉学に励めるよう、みんなで支えていくことが大切です。

2 育英奨学生の心得

育英奨学生は、県の定める熊本県育英資金貸与基金条例及び熊本県教育委員会の定める熊本県育英資金貸与規則を守り、学校の指導に従うとともに、育英奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

したがって、勉学の意欲がない、学校内外の規律を乱すなど、育英奨学生として適当でないと認められたときは、育英資金の貸与を取り消すことがあります。

3 申請の資格

申請の資格は、次の各項のすべてに該当する者とします。

(1) 申請者と生計を共にしている家族で、その生計を主に維持している者（以下「生計の主たる維持者」という。）が熊本県内に居住していること。

なお、生計の主たる維持者が単身赴任等により県外居住であっても、同一世帯として認めることが適当であるときは、この限りではありません。

(2) 学校教育法による高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校・専修学校に在籍する生徒であって、育英資金の貸与が必要であると認められること。

(3) 各世帯の家計状況が、次のアからウのいずれかに該当すること。

ア 申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合。

イ 申請者の属する世帯で収入のある者全員が、地方税法の規定により市町村民税が非課税又は減免になっている場合。

ウ 申請者の属する世帯の所得合計が、生活保護法における基準額の2倍以下の場合。

(4) 地方公共団体、公益法人、学校法人等から現に学資の貸与を受けていないこと。

(5) 貸与した育英資金の返還が確実に認められること。

【世帯全員の所得の目安】

居住地	4人世帯	5人世帯
熊本市	4 8 1 万円	5 3 1 万円
荒尾市	4 6 1 万円	5 1 0 万円
その他	4 2 2 万円	4 6 6 万円

基準額は、世帯員の年齢、家族構成、居住地によって異なりますので、上記金額はあくまで目安の金額となります。

【生活保護受給世帯について】

生活保護を受給されている世帯については、高校就学に必要な保護費が福祉事務所から給付されますので、申請を行うにあたっては事前に福祉事務所(ケースワーカー)と相談してください。

なお、相談なく育英資金の貸与を受けた場合には、福祉事務所が収入と認定し、保護費が減額されて給付される場合などがあります。

4 貸与月額

貸与月額は、表のとおり区分ごとに3つの金額から選択できます。

家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分に考慮のうえ選択してください。

区 分			金 額
高等学校 中等教育学校(後期課程)	国公立	自 宅	18,000円、13,000円、8,000円
		自宅外	23,000円、18,000円、13,000円
高等専門学校 専修学校	私 立	自 宅	30,000円、20,000円、10,000円
		自宅外	35,000円、25,000円、15,000円

5 貸与期間

在籍する学校の正規の修業年限の終期までとします。

高等学校	3～5年間(課程等により異なります。)
中等教育学校(後期課程)	3年間(課程等により異なります。)
高等専門学校	5年間(課程等により異なります。)
専修学校	1～4年間(課程等により異なります。)

6 貸与方法

- (1) 育英資金は、**無利子**です。
- (2) 熊本県指定金融機関（肥後銀行）の育英奨学生本人名義の普通預金口座への振込みにより貸与します。口座がない場合は新たに開設してください。
- (3) 振込は、下記「貸与スケジュール」のとおり行います。
- (4) 各月の貸与については、各自通帳により確認してください。

【貸与スケジュール】

採用年度	対象月	貸与時期
1年目	初回振込（4月～9月）	9月30日
	10月～2月	毎月21日
	3月	3月10日
2年目以降	4月	振込なし
	年度当初振込（4月～5月）	5月21日
	6月～2月	毎月21日
	3月	3月10日

振込日が土日祝日にあたる場合は、直前の金融機関営業日が振込日となります。

例：10月21日（日）の場合 10月19日（金）が振込日

2年目以降、毎年4月は奨学生の在籍確認を行うため、育英資金の振込はありません。

7 保証人

連帯保証人 1人（生計の主たる維持者：親権者（法定代理人））

ただし、生計の主たる維持者が未成年の場合は、その人に代わる独立した生計を営む成年者。

【連帯保証人について】

当県の育英資金債務に関し滞納が発生している場合には、当該債務に係る連帯保証人又は保証人が新たに別の奨学生（兄弟姉妹等）の連帯保証人等になることはできません。

また、連帯保証人が死亡された場合、連帯保証債務は財産として相続されます。

8 返還方法

(1) 返還の義務

育英資金は貸与されるものであり、その返還金が再び原資となりますので、貸与終了後、規則に従い、下記のとおり返還しなければなりません。

返還期間	・ 貸与を受けた月数の3倍の期間 (例：3年間貸与を受けた場合は、9年かけて返還)										
返還開始	・ 貸与終了後、6ヶ月を経過した日の翌月から開始 (例：3月に卒業し、貸与終了した場合、10月下旬から返還開始)										
返還方法	・ 口座引落とし又は納付書 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>月賦</td> <td>毎月返還</td> </tr> <tr> <td>年賦</td> <td>年1回 毎年10月返還</td> </tr> <tr> <td>半年賦</td> <td>年2回 毎年4月と10月返還</td> </tr> <tr> <td>月賦/半年賦併用</td> <td>毎月返還、6月と12月に加算</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>一括返還等</td> </tr> </table>	月賦	毎月返還	年賦	年1回 毎年10月返還	半年賦	年2回 毎年4月と10月返還	月賦/半年賦併用	毎月返還、6月と12月に加算	その他	一括返還等
月賦	毎月返還										
年賦	年1回 毎年10月返還										
半年賦	年2回 毎年4月と10月返還										
月賦/半年賦併用	毎月返還、6月と12月に加算										
その他	一括返還等										
返還を延滞した場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与を受けた本人が返還を延滞した場合は、直ちに連帯保証人に返還を請求します。 ・ 返還を延滞したときは、返還の日までの日数に応じ、返還すべき割賦金額に対して年3%の割合で計算した金額の延滞利息が生じます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; color: red;">熊本県では奨学生の公平性確保と制度維持のために、裁判所の手続きを経て、延滞された返還金の回収を行っています。 返還期限は必ず守ってください。</p> </div>										

(2) 返還の猶予

貸与終了後、大学又はこれに準ずる学校に進学したとき、災害を受けたとき、病気で長期療養の必要があるとき、その他やむを得ない理由により返還が困難となったときは、本人の申請によりその状況を審査のうえ、一定期間返還を猶予することができます。

(3) 返還の免除

育英奨学生が死亡したとき、障がいにより労働能力を喪失したときは、申請により返還額の全部又は一部を免除することがありますので、詳しくは高校教育課までお問合せください。

【主な返還計画（貸与期間：3年（36月）、返還方法：月賦）】

区分		貸与月額	貸与総額	返還回数	返還額	
					初回	以降
国公立	自宅	18,000円	648,000円	108回（9年）	6,000円	6,000円
	自宅外	23,000円	828,000円	108回（9年）	7,738円	7,666円
私立	自宅	30,000円	1,080,000円	108回（9年）	10,000円	10,000円
	自宅外	35,000円	1,260,000円	108回（9年）	11,738円	11,666円

Ⅱ 育英奨学生申請手続き及び事務の流れ

1 提出期限

申請者から提出された書類を点検後、期限までに県教育庁県立学校教育局高校教育課へ提出してください。

区 分	提出期限（期間）
申請者から学校	令和4年(2022年)6月1日(水)～学校の指定する日
学校から高校教育課	<u>令和4年(2022年)6月17日(金)【必着】</u>

2 提出書類

提出書類	説 明
1 育英奨学生申請書 (別記第2号様式)	育英奨学生申請書(以下「申請書」という。)は、11ページ～13ページの記入上の注意及び記入例を参照のうえ、申請時現在の事実を正確に記入してください。
2 育英奨学生推薦書 (別記第4号様式)	学校長の職印を押印し推薦(提出)してください。
3 保証書 (別記第5号様式)	本書に記入された方が連帯保証人となります。 申請書に記載の生計の主たる維持者と同一の方を記入してください。 <u>3ページ「7 保証人」を参照してください。</u>
4 住民票(コピー不可)	<u>個人番号の記載がない世帯全員分の住民票</u> (発効日から3ヶ月以内)を提出してください。同居・別居に関わらず生計を一にする世帯(本人を含む。)全員について提出が必要です。 <u>個票は不可</u>
5 所得が確認できる書類 【所得証明書について】 毎年6月頃から発行可 発行時期については各市 町村役場へお尋ねくださ い。	同一生計の者のうち、令和4年(2022年)4月1日現在の年齢が16歳以上の者全員の <u>令和4年度(2022年度)所得証明書(令和3年(2021年)分)(コピー不可)</u> を提出してください。 <u>大学生、高校生及び無職無収入の方も提出が必要。</u> <u>源泉徴収票及び確定申告書は不可。</u> また、申請時において、次表「所得に関する証明について」の区分に該当する者は上記所得証明書に加えて該当する証明書類を提出してください。

提出書類	説明
6 その他基準額の算定に必要な書類	<p>【賃貸借住宅の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃等の金額が証明できるもの (契約書の写し、家賃の領収書の写しなど) <p>【同一世帯で障がいのある方がおられる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の写し 1級～3級 ・療育手帳の写し A1～B2 ・精神障害保健福祉手帳の写し 1、2級 <p>上記手帳の写し以外は認められません。</p>
7 調査等同意書	<p>育英資金の貸与、返還の実施に関して調査や照会が必要な場合、当該同意書の写しを付けて関係の官公庁等に調査や照会を行うためのものです。</p>

【所得に関する証明について】

申請時において、次の区分に該当する者は、該当する証明書類を提出してください。

区分	証明書類
失職	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・離職票（コピー）または退職証明書（原本）
減収	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・年収見込証明書（原本）または給与明細票（コピー） 直近3ヶ月分
生活保護受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・保護証明書（原本） 福祉事務所発行
罹災	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・罹災証明書（原本） 市町村発行
長期療養 (6ヶ月以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・医療費領収書等（コピー） 直近3ヶ月分

3 提出先

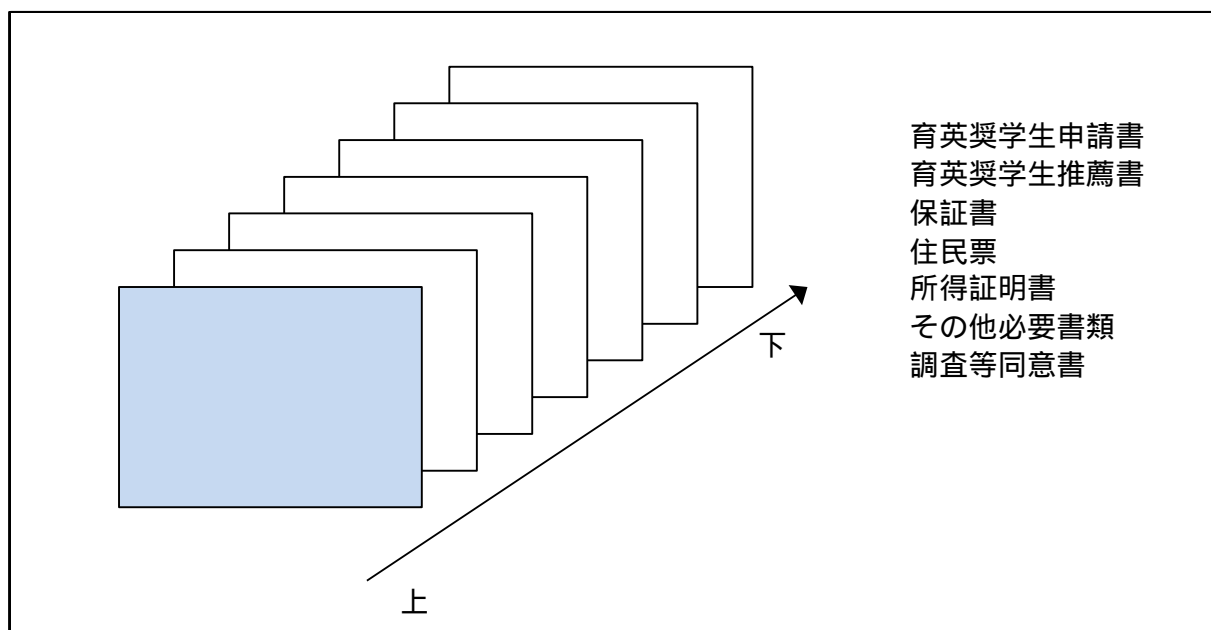
〒862-8609 （この郵便番号を使うと、住所の記載を省略できます。）

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課修学支援班（県庁行政棟新館6階）

【お願い】

申請者から提出される書類は、事務処理を円滑に進めるため、次のように整理のうえ、提出されるよう御協力願います。（一人ずつクリップ留め）



4 選考及び採否決定の通知

- (1) 学校長から推薦のあった申請者について内容を審査後、育英奨学生候補者選考委員会に諮り、家計状況を基に採用を決定します。
- (2) 必要書類の不足、記入漏れ、判読困難などの不備のある申請書等は、判定材料を欠くものとして選考から除外されることがあります。
また、採用決定後に記入内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合は、採用取り消しとなることがあります。
- (3) 選考の結果は、採用決定通知を学校宛に送付しますので、速やかに申請者に対し、交付してください。
- (4) 採用決定は、8月下旬を予定しています。

予算の範囲内で採用決定を行いますので、申請された方全員が採用されるものではありません。

5 採用決定後の手続き

採用が決定された場合は、採用決定通知と併せて送付する誓約書（別記第6号様式）及び口座振替調書に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて指定する期限までに提出していただきます。

なお、期限内に提出があったとしても誓約書等に不備があった場合は、初回振込が遅れることがあります。

6 他奨学金との関係

他の奨学金を併願している場合は、当該奨学金の選考結果が判明するまで貸与は保留されます。また、他の奨学金との重複貸与が判明し、熊本県育英資金を辞退される場合は、それまで貸与した育英資金は一括返還となります。

なお、熊本県奨学のための給付金や給付型の奨学金との併給は可能です。

7 貸与中の辞退及び退学、休学等の異動手続き

貸与中に辞退や退学、休学等の異動がある場合は、下記の手続きが必要となります。

事 由	提出書類	備 考
育英資金の貸与を辞退する場合	辞退届 育英資金借用証書 育英資金返還明細書 印鑑登録証明書	学校へ関係書類を送付しますので、手続きをお願いします。
退学する場合	退学届 育英資金借用証書 育英資金返還明細書 印鑑登録証明書	同上
休学する場合	休学届	
転学する場合	転学届 転学先の在学証明書 貸与金額変更申請書	
通学区分に変更があった場合	通学区分変更届 貸与金額変更申請書	
氏名・住所その他重要な事項に変更があった場合	氏名・住所変更届	
連帯保証人の変更その他重要な事項に変更があった場合	連帯保証人の変更届 理由書 印鑑登録証明書 調査等同意書	
振込口座を変更する場合	口座振替（変更）調書	

奨学生の異動がある場合は、まずは県教育庁県立学校教育局高校教育課修学支援班へ連絡いただきますようお願いいたします。

連絡が遅れると、貸与資格を満たしていない者に貸与することになりますので、育英奨学生の異動事務につきましては、過払い金の未然防止の観点から、校内の関係部署（事務部、教務部、担任等）との連携を十分に行い、異動等の事実発生後、速やかに連絡いただきますようお願いいたします。

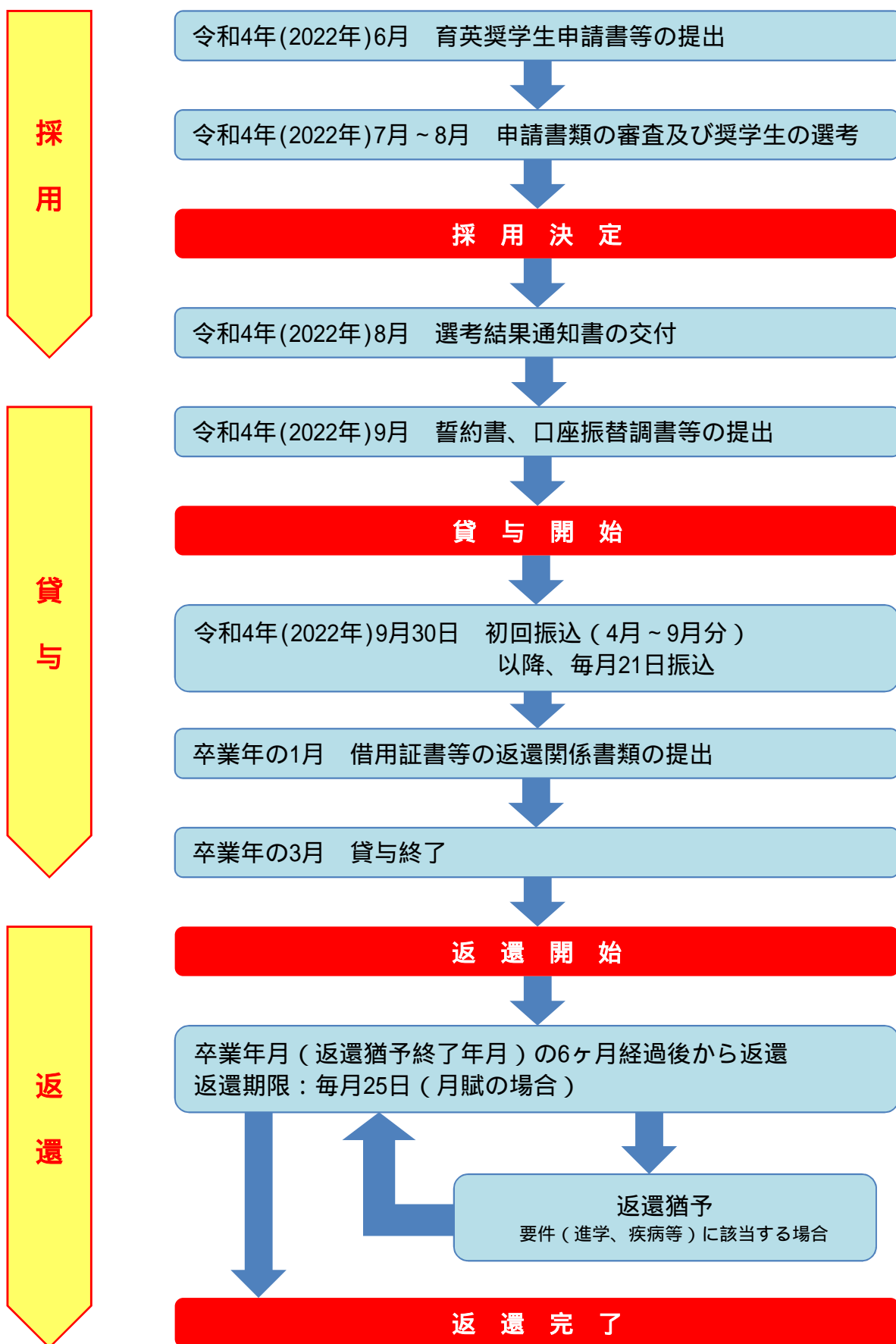
8 貸与資格調査

貸与中は、年に2回（4月、10月を予定）学校を通じて育英奨学生の貸与資格調査を行います。調査の結果、「勉学に意欲がない」、「学校内外の規律を乱す」、「長期欠席が続いている」、「授業料等の滞納がある」など育英奨学生として適当でないと認められた場合は、貸与の停止または取消しを行います。

9 貸与終了後の返還手続き

貸与終了（卒業）前に返還の手続きとして借用証書及び返還明細書、口座振替申出書等の提出を別途依頼します。

熊本県育英奨学生申請から返還完了までの流れ（図解）



< 育英奨学生申請書の記入上の注意点 >

申請書は、奨学生の選考にあたっての重要な書類となるため、記入上の注意及び記入例を参照のうえ、申請時現在の事実を記入してください。

記入すべきことが書かれていないものや記入内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合は、採用決定後においても採用取り消しとなることがありますので、正確に記入してください。

1 申請者欄について

- (1) 「氏名」にはフリガナをつけてください。
- (2) 「住所」は、住民票通りに記入し、団地・アパート等は建物名称、棟号、部屋番号まで省略することなく正確に記入してください。
- (3) 「電話番号」は、日常的に連絡可能な番号を記入するとともに、携帯電話をお持ちの方は、両方の番号を記入してください。
- (4) 「他の奨学金の申込状況」は、各市町村や社会福祉協議会など熊本県育英資金以外の奨学金に申し込みをされる場合は、必ず記入してください。（就学支援金や奨学のための給付金については記入不要です。）

2 生計の主たる維持者欄について

- (1) 生計の主たる維持者は、保証書（別記第5号様式）に記載する連帯保証人を記入してください。
- (2) 「勤務先」は、名称及び電話番号を必ず記入してください。
- (3) 「住居区分」は、該当するものを選択してください。本人や家族の所有する住居は「持家」となります。借家やアパート等は、「賃貸借」となります。「賃貸借」の場合は、家賃額を記入してください。持家による住宅ローンは記入不要です。

3 家族及び所得状況欄について

- (1) 「家族」には、同居・別居を問わず、本人と生計を一にする者（本人を含む。）全員について記入してください。住民票が異なる世帯（祖父母等）であっても同一の住居に居住している場合は、原則として同一世帯となります。
別居し、独立の生計を営む方（就職している兄弟等）については記入する必要はありません。
- (2) 「続柄」は、申請者本人との関係（父母兄弟等）を記入してください。
- (3) 「年齢」は、今年の4月1日現在で記入してください。
- (4) 「同居別居の別」は、家族からみて判断してください。
- (5) 「学校名・学年・障害名等」は、障がいをお持ちの方がいる場合は障害名及びその等級を記入してください。
- (6) 「所得額」は、所得（課税）証明書に記載された合計所得金額を記入してください。なお、所得金額がマイナスの場合は「0円」となります。他の家族との所得の相殺はできません。

【参考】所得（課税）証明書の例（熊本市）

様式は市町村によって異なります。

ここに記載された金額を記入してください。

様式第95号 熊本市 市民税（所得・課税）証明書④

住所 氏名 生年月日
 年度の1月1日の住所

年分 所得金額(円)		額 (円)
合 計	所得の内訳	
給与所得		
(給与収入)		
(公的年金等収入額)		
総合課税合計		

備考

熊本市長 年 月 日 印 止処置を施してあります。し、「すかし」等の不正防

【拡大図】

年分 所得金額(円)	
合 計	3,540,000
所得の内訳	
給与所得	3,540,000
(給与収入)	(5,100,000)
(公的年金等収入額)	
総合課税合計	3,540,000

4 署名について

申請書下部の署名欄については、必ず申請者本人及び生計の主たる維持者それぞれが自署により記入してください。

5 その他

記入を誤った場合は、訂正箇所には二重線を引いて、訂正印を押印してください。

修正液や修正テープによる訂正はできません。

記入例

別記第2号様式(第6条関係)

区分ごとに3つの金額から選択してください。
2ページ「4 貸与月額」参照。

育英奨学生申請書(修学貸与)																								
申請者	フリガナ	ショウガク ジロウ				住所	〒 - 市 町 丁目 番号				通学区分	貸与月額	18,000円											
	氏名	奨学 次郎					アパート101号				貸与期間	3年												
	生年月日	平成 年 月 日				電話	***-***-****				入学年度	4	学年	1	課程	全日 高等・専門	定時・通信 高等・専門	学科	普通科	貸与期間	令和4年4月から 令和7年3月まで			
	在学学校名	国公立・私立 熊本県立 専修学校・高等専門学校・ <u>高等学校</u>				自宅・自宅外					修業年数	3年												
	他の奨学金の申込状況	・その他の奨学金(奨学金) ・他の奨学金は申請していない、又は申請の予定はない。																						
生計の持主たる者	フリガナ	ショウガク タロウ				住所	〒 - 市 町 丁目 番号				住居区分													
	氏名	奨学 太郎					アパート101号				持家・ <u>賃貸借</u> その他()													
勤務先	(株)育英商事 電話 ***-***-****				電話	***-***-****				携帯電話	***-***-****				家賃	4	5	0	0	0				
家族及び所得状況(本人を含む)	続柄	氏名 生年月日(今年4/1現在の年齢)				同居別居の別	学校名・学年・障害名等				所得額 円													
	父	奨学 太郎 昭和 年 月 日(才)				<u>同居</u>					2	0	0	0	0	0	0	0						
	母	奨学 花子 昭和 年 月 日(才)				<u>同居</u>					3	0	0	0	0	0	0							
	姉	奨学 公子 平成 年 月 日(才)				<u>同居</u>	大学 年				5	0	0	0	0	0								
	本人	奨学 次郎 平成 年 月 日(才)				<u>同居</u>	熊本県立 高校 年																	
	妹	奨学 良子 平成 年 月 日(才)				<u>同居</u>	熊本市立 小学校 年																	
	祖母	奨学 和子 昭和 年 月 日(才)				<u>同居</u>	身体障害者手帳 級				8	0	0	0	0	0	0							
						同居					9	5	0	0	0	0	0							
						同居																		
						同居																		
所得額の合計										3	1	5	0	0	0	0								
備考	それぞれが自署により記入してください。																							
上記											申請します。													
年 月 日																								
熊本県教育委員会 様																								
本人氏名 奨学 次郎 生計の主たる 奨学 太郎 維持者氏名																								

記入例

別記第4号様式(第6条関係)

育英奨学生推薦書

本人の自署により記入してください。

育英奨学生申請者
住所 市 町 丁目 番 号
アパート101号
氏 名 奨 学 次 郎

上記の者は、勉学に意欲があり、熊本県育英奨学生として適当と認めますので推薦します。

年 月 日

この枠内は、在学する学校において使用

熊本県教育委員会 様

しますので、記入しないでください。

学 校 名

学(校)長名

職印

記入例

別記第5号様式(第6条関係)

保証書

本人の自署により記入してください。

住所 市 町 丁目 番号
育英奨学生申請者 アパート101号
氏名 奨学次郎

上記の者が、このたび熊本県育英資金貸与基金条例による熊本県育英資金の貸与を申請します。

つきましては、育英奨学生として勉学に精励し、社会において有為な人材として成長できるよう指導します。

また、貸与金の返還については保証人としての義務を履行します。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

連帯保証人の自署により記入してください。

連帯保証人 (生計の主たる 維持者)	フリガナ	〒 TEL ***-***-**** シ マチ チョウメ バン ゴウ アパート101ゴウ
	住所	市 町 丁目 番号 アパート101号
	フリガナ	ショウガク タロウ
	氏名	奨学 太郎

記入例

調査等同意書

熊本県育英資金の貸与、返還の実施のために必要がある時は、下記の申請者本人及び連帯保証人の住所、居所、住居、勤務先、資産、収入等について、熊本県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が熊本県教育委員会に対し当該調査等に回答することに同意します。

なお、本同意書は同意書作成日以降熊本県育英資金の返還が完了するまで、下記の住所、氏名に変更があった場合も、有効の旨、併せて同意します。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

申請者本人、連帯保証人それぞれ自署により記入してください。

申請者本人 住所 市 町 丁目 番 号
アパート101号

氏名 奨学次郎

連帯保証人 住所 市 町 丁目 番 号
アパート101号

氏名 奨学太郎

Ⅲ 推薦事務要領

1 推薦基準

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて、態度、行動が奨学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

また、途中で学業を放棄することがないと思われる者であること。

(2) 健康について

修学に十分耐え得ると認められること。

(3) 家計について

世帯全員の所得金額が生活保護基準額の2倍以下であれば基準を満たすことになります。

家計については、基準を満たさないと思われる申請があった場合も、申請の意志があれば提出してください。

世帯全員の所得金額

生活保護基準額 × 2

基準を満たしている

ア 世帯人員の認定

世帯人員の認定は、住民票に記載された者について次のとおり行います。

(ア) 同居・別居を問わず、本人と生計を一にする者は同一世帯とする。

住民票が異なる世帯（祖父母等）であっても同一の住居に居住している場合は、原則として同一世帯となります。

(イ) 次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯とする。

a 生計の主たる維持者が勤務地の関係で別居しているとき。

b 就学又は病気療養等のため一時別居しているとき。

c 主として扶養している者（祖父母等）と別居しているとき。

d その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

(ウ) 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母等は同一世帯としない。

(エ) 「本人が特別の事情にある人」又は「都道府県知事から委託されている人に養育されている人」である場合は、同一の住居に居住していてもその世帯に属さない人とみなすことができる。ここでいう「特別な事情にある人」とは、2親等内の親族が、20歳未満の兄弟姉妹だけの世帯構成の者を指す。

ただし、20歳以上の兄弟姉妹であっても、就学者及び長期療養、心身に障がいのある等のため経済力のない者である場合は、20歳未満とみなすことができる。

(オ) 事情により家庭（保護者又は他の家族）と絶縁状態及びそれに準ずるような場合は、本人を単独生計者として取り扱うことができる。

イ 所得金額の算定

所得金額の算定は、同一生計の世帯全員の所得（課税）証明書に記載された前年分（令和3年（2021年）分）の所得金額を合計するものとする。

ただし、申請時において、次の区分により該当する証明書類が提出された場合は下表により所得金額を算定する。

区分	算定方法
失職	所得金額を「0円」とする。
転職等による減収	年収見込額（月収×12）から所得金額を算定する。 <u>年収見込額と所得金額は異なります。</u>
罹災	所得金額から被害総額を控除して算定する。
長期療養 （6ヶ月以上）	今後の療養期間に係る医療費相当額を所得金額から控除して算定する。

ウ 生活保護基準額の算定

申請者の属する世帯ごとに厚生労働省の定める生活保護基準により算定します。

基準額は、世帯員の人数、年齢及び居住地等により異なります。

2 申立書について

育英奨学生の審査は、原則として、公的機関の発行する各種証明書（住民票、所得証明書等）により行います。

しかし、申請時において、失職、転職等により当該証明書の内容が現状と異なる場合や、風水害等による被災にあった、長期療養しているなど修学が困難な状況にある場合は、申立書及びその事由を証明する書類を提出してください。

また、申立書の記載内容については、必ず生計の主たる維持者へ聴き取りを行うとともに、学校が必要があると認められる場合は、民生児童委員による現況確認を受けるよう御指導願います。

申請者から申立書の提出があり、教育委員会で修学が困難であると認められた場合は、当該内容を考慮のうえ、審査を行います。

申立書は、特別な事情にある方のみ提出してください。すべての申請者が提出するものではありません。

3 重複申請の確認

申請時現在で、他奨学金の貸与を受けている場合は、育英資金を申請することはできません。育英奨学生の推薦をされる際は、既に他奨学金の貸与を受けていないか確認してください。

また、中学校3年時の予約募集において採用決定を受けている方が誤って在学募集にも申請するといったケースも見受けられるため、上記の件と併せまして確認してください。

IV 育英資金に関するFAQ

【制度全般】

Q 1 県外の高校に在学（進学を予定）していますが申請できますか。

A 1 生計の主たる維持者が熊本県内に居住していれば対象となります。なお、生計の主たる維持者が単身赴任等で県外に居住している場合も対象となります。

例 1：本人は県外の高校に進学、家族は県内に居住 対象

例 2：本人は県外の高校に進学、父（生計の主たる維持者）は単身赴任で県外に居住、他の家族は県内に居住 対象

例 3：本人は県内の高校に進学、家族は県外に居住 対象外

Q 2 育英資金以外の奨学金を受けていますが、申請できますか。

A 2 熊本県育英資金は申請の資格で「地方公共団体等から現に学資の貸与を受けていないこと」と定められています。

このことから、貸与型の他奨学金を受けている場合は、申請できません。

また、育英資金と他の奨学金をあわせて申請（併願）することはできますが、この場合は採用決定後に貸与を希望する奨学金を選択していただきます。

なお、返還義務が生じない給付型奨学金や就学支援金、奨学のための給付金についてはあわせて受けること（併給）ができます。

Q 3 申請資格をすべて満たしていれば、必ず採用されますか。

A 3 予算の範囲内で採用決定を行いますので、申請資格を満たしていても、必ずしも採用になるとは限りません。

Q 4 生計の主たる維持者の勤務先が倒産し、失業しました。
申請期間外ですが申請できますか。

A 4 家計が急変した場合は、緊急貸与による申請ができます。

Q 5 採用された場合、初回の貸与はいつ頃になりますか。

A 5 初回貸与は9月末日に6ヶ月分(4～9月分)を奨学生本人名義の肥後銀行口座に振込みます。ただし、採用決定後の必要書類に不備があった場合や提出が遅れた場合は、初回貸与が遅れる場合があります。

Q 6 貸与月額は途中で変更できますか。

A 6 貸与月額は、年に1度(毎年4月頃)に学校を通じて変更申請をすることができます。

Q 7 留年した場合、貸与期間は延長されますか。

A 7 貸与期間は、在籍する学校の正規の修業年限の終期までとなるため、それを超える期間については、貸与できません。

Q 8 退学、辞退、休学など奨学生に異動が生じた場合、どのような手続が必要ですか。

A 8 県の育英資金担当へ速やかに連絡を行い、関係書類の送付を依頼してください。書類受領後は、奨学生に必要事項を記入してもらい、県教育委員会へ提出してください。

Q 9 退学した場合、返還はどのようになりますか。

A 9 退学した場合、退学した月の翌月から返還開始となります。

【申請手続き】

Q 10 住民票は別世帯だが、同居している祖父母等は同一世帯となりますか。

A 10 世帯は、生計が同一かどうかで判断します。また、同居している方は、原則、同一生計と考えられますが、同じ住所地内の別棟に居住し、かつ、食費、光熱費等もそれぞれ支出している場合などは別生計と考えられます。ただし、別生計として申請される場合は、そのことを証明する書類の提出が必要です。

Q 1 1 所得がない世帯員の所得（課税）証明書は提出が必要ですか。

A 1 1 所得の有無に関わらず、申請年度の4月1日現在で16歳以上の生計が同一の世帯全員について提出が必要です。また、住民票上の世帯が別であっても生計が同一であれば、同様に提出が必要です。

Q 1 2 所得（課税）証明書の様式が複数あるが、どの様式を提出すべきか。

A 1 2 奨学生の選考に必要な所得額が確認できる様式であれば様式は問いませんが、世帯全員分が記載してあるものが申請費用の面から最適と思われます。

Q 1 3 申立書は、具体的にどのような場合に提出が必要ですか。また、その際の実情を証明する書類はどういったものが必要ですか。

A 1 3

【住民票関係】

- 例 住民票に別居・別生計の兄弟姉妹等が記載されている場合
添付書類不要。必要に応じて民生児童委員の現況確認を受けてください。
- 例 保護者が離婚協議中で別居している場合。
・裁判所等へ提出している離婚手続関係書類の写し等
住民票に記載されている場合は、世帯員に含める必要はありません。

【所得関係】

- 例 就労状況に変化があり、所得証明書の内容と現状が異なる場合
・失職・・・離職票のコピー又は退職証明書の原本
・転職・・・給与明細書の写し(直近3ヶ月分以上)又は収入見込証明書
- 例 罹災した場合
・火災・・・り災証明書の原本(消防署が発行)
・風水害・・・り災証明書の原本(市町村役場が発行)
- 例 入院・通院等による医療費等の支出が増大した場合
・医療費等の領収書の写し(直近3ヶ月分以上)
・保険金等の給付内容が確認できる書類
原則、申請時現在において6ヶ月以上に渡る期間、療養中の者が対象。
よって、既に治療が終了している者は対象外となります。
- 例 自営業等を営んでいる場合で、その事業により生じた負債がある場合
・負債の年間返済額が確認できる書類
住宅ローン、自動車ローン、教育ローン等は対象外となります。

V 熊本県育英資金（緊急貸与）募集内容

1 制度の概要

申請者と生計を共にしている家族で、その生計を主に維持している者（以下「生計の主たる維持者」という。）の失職、破産、病気、死亡または災害等による家計急変のため、緊急に育英資金の貸与が必要となった場合は、随時申請することができます。

2 申請の資格

申請の資格は、次の各項のすべてに該当する者とします。

- (1) 生計の主たる維持者の解雇、病気又は風水害等により家計急変し、その事由が発生した時から1年以内であること。
- (2) 生計の主たる維持者が熊本県内に居住していること。
なお、生計の主たる維持者が単身赴任等により県外居住であっても、同一世帯として認めることが適当であるときは、この限りではありません。
- (3) 学校教育法による高等学校・中等教育学校（後期課程）・専修学校（高等課程）に在籍する生徒であって、育英資金の貸与が必要であると認められること。
- (4) 各世帯の家計状況が、次のアからウのいずれかに該当すること。
ア 申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合。
イ 申請者の属する世帯で収入のある者全員が、地方税法の規定により市町村民税が非課税又は減免になっている場合。
ウ 申請者の属する世帯の所得合計が、生活保護法における基準額の2倍以下の場合。
- (5) 地方公共団体、公益法人、学校法人等から現に学資の貸与を受けていないこと。
- (6) 貸与した育英資金の返還が確実に認められること。

3 貸与月額

貸与月額は、表のとおり区分ごとに3つの金額から選択できます。

区分		自宅通学	自宅外通学
高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程）	国公立	18,000円	23,000円
		13,000円	18,000円
		8,000円	13,000円
	私立	30,000円	35,000円
		20,000円	25,000円
		10,000円	15,000円

4 貸与期間

- (1) 貸与開始月は、申請日の属する月からとします。
- (2) 貸与期間は、原則として上記貸与開始月から採用年度の年度末までとします。
ただし、その年度末において家計急変の事由発生後1年以内の者については、「緊急貸与継続願」の提出により、翌年度末まで貸与を延長することができます。

5 募集期間

年間を通じて随時。

6 提出書類

- (1) 育英奨学生申請書（緊急貸与）（別記第3号様式）
- (2) 育英奨学生推薦書（別記第4号様式）
- (3) 保証書（別記第5号様式）
- (4) 住民票
- (5) 所得が確認できる書類
- (6) その他基準額の算定に必要な書類
- (7) 調査等同意書
- (8) 緊急貸与申立書
- (9) 家計急変等の事由を証明する書類

各提出書類の留意事項等は、修学貸与における提出書類を準用してください。

7 家計急変等の対象事由について

事由	内容	証明書類（参考）
災害等	火災、風水害、震災等の災害により、世帯の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合	・罹災証明書または新聞記事など被災したことが分かるもの
失職等	生計の主たる維持者が解雇され、または再就職したが収入が著しく減少した場合 自己都合による退職は除く。	・離職票 ・退職証明書 ・給与明細票（転職の場合）
死亡	生計の主たる維持者の死亡により収入が著しく減少した場合	・死亡診断書 ・住民票除票
離別	生計の主たる維持者の離別により収入が著しく減少した場合	・戸籍事項全部証明書
破産	生計の主たる維持者が事業等失敗により破産した場合 個人的な借用によるものは除く。	・破産申立書
病気	生計の主たる維持者の入院等により、世帯の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合	・診断書 ・医療費の領収書等
その他	事故、倒産等の事由により、世帯の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合	・内容を証明する公的機関が発行する書類の写し

8 選考基準

修学貸与の家計基準内にあり、かつ、家計急変等により修学が困難であり、緊急に育英資金の貸与が必要であると認められること。